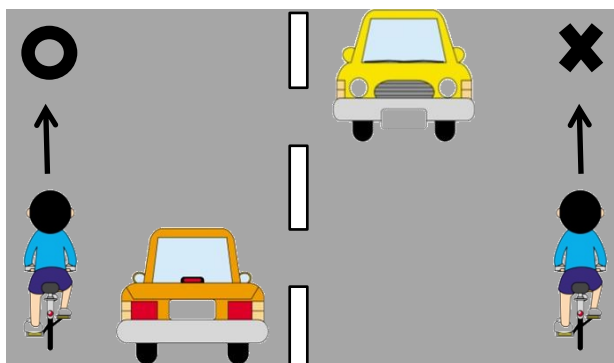
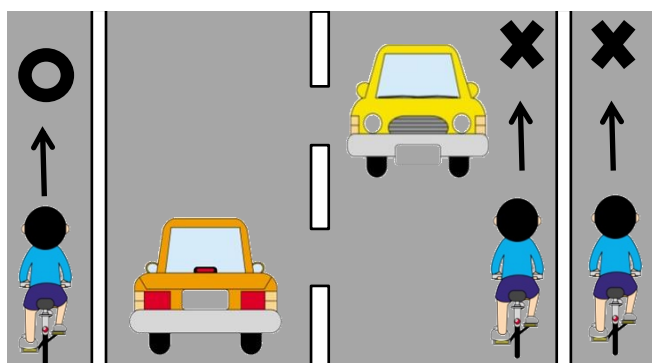


中学生・高校生の皆さん、安全に自転車に乗りましょう！

①自転車は、乗って走れば車両の仲間！
車道は左端を走行しましょう。




②路側帯（白い線）の中は左側のみ走行可
※線の有無に関わらず、自転車は道路の左側を走行しましょう。



右側通行は危険！

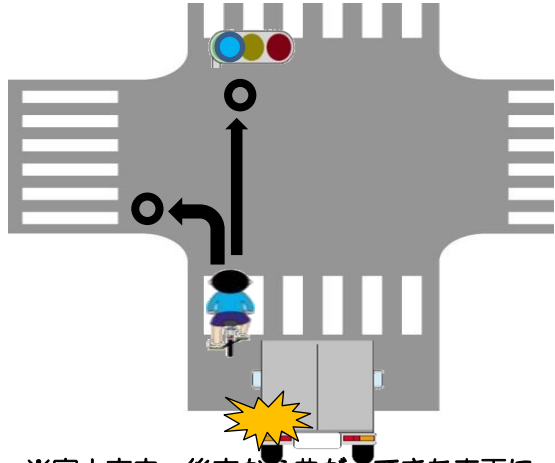
③歩道は、歩く人の為の通行場所ですので、自転車は車道左端を走行しましょう。

④歩道に  の標識があれば、歩行者に注意して車道寄り部分を通行出来ます。
(自転車歩道通行可)

※標識がなくても、以下の場合は、歩行者に注意して、歩道を通行することが出来ます。

- ・13歳未満の子どもや、70歳以上の人、身体に障害のある者が運転する場合
- ・車道で道路工事をしていたり、道幅が狭く交通量が多いなど、車道走行が危険な場合

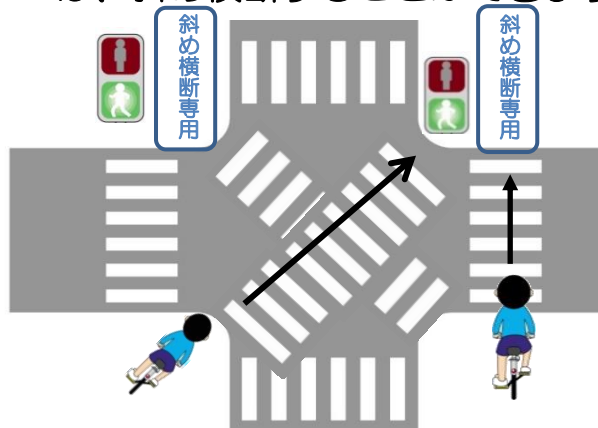
⑤車道を走る場合は、車両用信号機の青色に従って通行しましょう。



※富士市内、後方から曲がってきた車両に巻き込まれる交通死亡事故が発生しています。
横断前は、後ろや前から曲がってくる車がないか、確認して走行しましょう。

⑥スクランブル交差点

「斜め横断専用」標示板がある場合は、斜め横断することができます。



※車道を走っている場合は、車両用信号の青色に従いましょう。
※歩行者の横断の妨げとなる場合は、自転車から降りて、押して横断しましょう。

⑦一時停止場所は必ず停止し安全確認をしましょう。



※見通しの悪い交差点も止まって確認しましょう。

<ワンポイント>

自転車は、軽車両という車両の仲間です。

乗って走れば、運転者となります。

交通事故の多くは、安全確認が不十分だったことで発生しています。

交差点では、「先に行ける！」ではなく、周りの交通の流れを見て、止まって待つことも大切です。

危険行為を繰り返すと「自転車運転者講習」を受けることとなります。

※特定の「禁止行為」を過去3年以内に2回以上繰り返すと受講が命じられます。

※14歳以上が対象となり、講習時間は3時間、講習手数料は6,000円となります。

1 信号無視

法第7条



2 通行禁止道路（場所）の
通行禁止

法第8条1項



3 歩行者用道路での徐行

法第9条



4 通行区分
（歩道・右側通行等）

法第17条
第1・4・6項



5 路側帯での歩行者の
通行妨害

法第17条の2
第2項



6 しゃ断踏切立ち入り

法第33条
第2項



7 交差点妨害等
（左方車優先妨害・
優先道路車）

法第36条



8 右折時、直進車や
左折車への通行妨害

法第37条



9 環状交差点違反

法第37条の2



10 一時不停止

法第43条



11 通行方法
（歩道での通行）

法第63条の4第2項



12 制動装置不良
自転車運転

法第63条の9第1項



13 酒酔い運転

法第65条第1項



14 安全運転義務違反

法第70条



2019年4月1日より「静岡県自転車条例」が施行されました。

※中学生以下の自転車通学者は、ヘルメットを着用して走行しましょう。

同年10月1日より、自転車損害賠償保険への加入が義務化となりました。

※中学生、高校生の皆さん、保険加入状況を確認しておきましょう。

<赤色TSマーク>



※1年間有効

自転車整備士がきちんと点検整備し、安全と認められた普通自転車に貼ってもらえるマークで、付帯保険が付いています。

- ・賠償責任保障（限度額） 1億円
- ・傷害補償（死亡・重度後遺障害） 一律 100万円
（傷害入院 15日以上） 一律 10万円
- ・被害者見舞金（傷害入院 15日以上） 一律 10万円